

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長 山本 健二
政策局長 栗田 博

フード連合／政策情報 No. 1

一連の偽装表示に関するトピック！

- ◆民主党からフード連合に一連の偽装表示等に関する意見を求められる！
- ◆「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法の一部を改正する法律案」
⇒来年通常国会に民主党議員立法として提出！

【法案のポイント】

- ①JAS 法の中に、「外食・中食」を含めた飲食料品の原産地等の虚偽の表示を禁止する。
- ②違反した場合に行政処分等ができるようにする。
- ③食品表示法にも同様の改正を行う。

※ 現行の JAS 法、食品表示法には「外食・中食」の原産地等の表示義務はないため、景品表示法で優良誤認を禁止しているものの、その周知や理解不足等もあり誤認され易いといった問題があります。そこで今回の改正案では少なくとも虚偽をしないという法律の改正を求める内容となっています。中期的には「外食・中食」にも食品表示の適用を目指していることには注視していく必要があります。

【法案提出決定までの経過】

- ◇上記の法案は、民主党「次の内閣」消費者・食品安全部門・農林水産部門合同会議を開催し、安井美沙子参議院議員より議員立法として提起され、来年の通常国会に提出することが確認されました。
- ◇民主党 食品偽装表示問題対策本部が設置されました。
役員は次のようになっています。

本部長 : 海江田万里 代表、
本部長代行 : 神本美恵子 副代表、
副本部長 : 泉健太 国民運動委員長、
事務局長 : 郡和子 NC 消費者担当副大臣、
事務局次長 : 金子洋一 参議院消費者対策特別理事、
事務局次長 : 篠原孝 副幹事長
の役員構成となっています。

◇この会議には衆議院議員、参議院議員、関係省庁、各種関係団体、労働組合等で意見交換等を行ない、再発防止に向けた対応を議論しています。フード連合は、11月14日、11月21日、12月3日の会議に参加しました。

会議では、食品虚偽表示問題に対する各省庁の対応について報告の後、各関係団体より意見を求められ、消費者に近い団体が多く参加していたこともあり、「消費者の信頼を裏切る深刻な事態であり、厳しい法規制をするべき。課徴金をかけるべき。」という意見が多く出されました。フード連合からは、食品製造業中心の産別で、この間、徹底した品質管理や検査体制の中で安全で安心な製品を提供しています。そんな中で関連グループのレストランで一部優良誤認表示がありました。また、他にも偽装事実が発表されているなど、消費者の皆様や社会の信頼を揺るがす結果となったことに対しまして深くお詫びします。フード連合は「食の安全・安心」の確保に向けて、啓発・点検活動を6月～7月にかけて実施しておりますが、今回の事件を機に、とりわけ生鮮・加工食品はもとより、外食店のメニューの品種や産地表示の実態調査や取り扱いなど総点検を要請しています。先程から、法規制の強化の必要性が議論されていますが、再発防止に向けては、まずは現在の法律の枠内で周知徹底や取り締まりをきちんとすることが先決だと思います。仮に食品表示法の見直しを検討するのであれば、消費者にも分かり易く、製造・外食産業にも分かり易いものでなければならないし、現場で混乱しないような対応をお願いします。」などの意見を述べました。

◇3回の会議の中で、「外食・中食」に原産地表示を義務付けることは実態を考えると困難であり、まずは原産地表示等について虚偽を禁止し、違反した場合行政処分等ができる法律にすることが必要である。」とした内容で法律案としてまとめました。

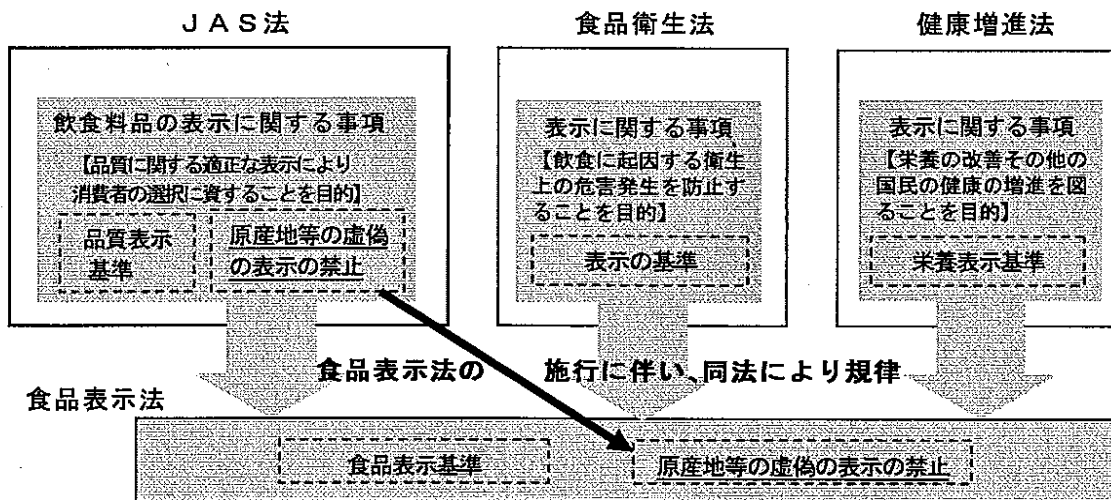
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 及び食品表示法の一部を改正する法律案の概要

旅館・ホテル等が提供する料理等のメニュー表示に関して、実際に使われた食材と異なる表示が行われていたことが大きな問題となっているところ、現在、いわゆる「外食・中食」については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づき定められている品質表示基準の適用の対象とされておらず、品質表示基準に違反していることを理由に、同法に基づき行政処分等を行うことができなかった。

今回の改正は、JAS法について、農林物資のうち「外食・中食」を含めた飲食料品の原産地等について虚偽の表示を禁止し、違反した場合に行政処分等を行うことができるようにするものである。

また、食品の表示について定めた法律としては、現行の食品衛生法、JAS法及び健康増進法における食品の表示に関する規定を統合した食品表示法が平成27年に施行されること、食品表示法の施行に伴い、JAS法に定める農林物資のうち飲食料品の表示に関する事項が食品表示法により規律されることになることから、食品表示法についても同様の改正を行う。

【イメージ】



I JAS法の一部改正

1 原産地等についての虚偽の表示の禁止

飲食料品の製造業者等は、販売の用に供する農林物資のうち飲食料品の原産地（原料又は材料の原産地を含む。）その他一般消費者の選択に資する事項の表示として政令で定める表示について、虚偽の表示をしてはならないこと。

- ◆「製造業者等」とは、農林物資の製造、加工（調整又は選別を含む。）、輸入又は販売を業とする者をいう。

2 原産地等についての虚偽の表示をした者に対する指示・命令・公表

- (1) 1に違反して表示をした者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、その者に対して、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の指示をすることができること。ただし、内閣総理大臣又は農林水産大臣が農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示の基準に係る表示事項又は遵守事項について指示をすることができる場合等は、この限りでないこと。
- (2) 内閣総理大臣は、(1)の指示を受けた者が正当な理由がなくて当該指示に係る措置をとらなかったときに、その者に対して当該措置をとるべきことを命ずることができるよう、規定を整備すること。
- (3) (1)の指示又は(2)の命令が行われるときにこれと併せてその旨の公表が行われるものとするよう規定を整備すること。

3 原産地等についての虚偽の表示に関する報告・立入検査

内閣総理大臣又は農林水産大臣は、1の政令で定める表示に関して、飲食料品の製造業者等に対し、報告又は立入検査をすることができるようにすること。

4 表示が適正でない場合の内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出に係る措置

農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されているとして、適切な措置をとるべきことを求められた内閣総理大臣又は農林水産大臣がとるべき当該措置に、2の指示・命令等が含まれる旨を明記すること。

5 罰則

2(2)の命令に違反した者に対する罰則規定を置くこと。〔1年以下の懲役又は100万円以下の罰金〕

II 食品表示法の一部改正

食品表示法の施行により農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示の適正化に関する規定が同法に一元的に定められることに伴い、Iの1から5までと同旨の規定を改めて同法に定めること。

III 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

以上